

17 食品衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化，多様化，国際化が進む中で，食品衛生対策は，ますますその重要性を増している。

腸管出血性大腸菌 0157，ノロウイルス等による食中毒など，食品による危害を未然に防止するため，食品関係営業施設の監視指導の強化や，食品等の収去検査による不良食品の排除に努めるとともに，食中毒警報による食品関係業者や消費者に対する注意喚起及び講習会等の開催やマスメディアを介しての食品衛生意識の普及・啓発を行う。

2 乳肉水産食品衛生対策

乳・乳製品，食肉とその加工品及び水産食品による食中毒等の危害防止のため，監視指導及び収去検査の徹底を図るとともに，乳肉水産食品における抗菌性物質，PCB等の検査を実施し，食品衛生上の安全性の確保に努める。

〔事業の内容〕

1 食品衛生対策（予算額 195,740 千円）

(1) 食品衛生監視指導（予算額 44,263 千円）

ア 食品関係施設の監視指導

食品製造業，仕出し・弁当製造業等の主要な営業施設の監視指導を行うほか，夏期，年末等の時期に集中的な監視を実施し，食品の安全確保に努める。（昭和 22 年度創設）

第 1 表 監視指導の状況

（単位 施設，件）

区 分	食品関係施設数	監視延件数
令和元年度	30,189	24,149
平成 30 年度	30,243	25,105
平成 29 年度	30,408	25,390

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

第 2 表 行政処分の状況

（単位 件）

区 分	総 数	営業の禁・停止	廃棄命令	改善命令	その他
令和元年度	3	3	—	—	—
平成 30 年度	6	6	—	—	—
平成 29 年度	3	3	—	—	—

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

イ 食品適正表示強化事業

表示に関する各法令を所管する県，国，市町担当者による対策チームを編成し，食品不適正表示事案発生時における立入調査，広域流通食品製造施設に対する合同監視を行うとともに，食品適正表示推進者育成講習会を開催し，食品事業者の自主管理を推進する人材を育成する。（平成 21 年度創設）

ウ 食品衛生監視員の研修

広島県食品衛生監視員等業績発表会，中国地区食品衛生監視員研究発表会，全国食品衛生監視員研修会，HACCP 監視員養成講習会への参加等により食品衛生監視員の資質向上を図る。(昭和 35 年度創設)

エ 食品衛生関係団体の指導育成

食品関係事業者の自主的な衛生管理を推進するため，一般社団法人広島県食品衛生協会，広島県健康食品協会の指導育成を図る。(昭和 24 年度創設)

(2) 食品添加物等対策 (予算額 112,360 千円)

ア 食品添加物等の検査

食品添加物の使用基準及び食品の成分規格検査を実施し，違反品の排除に努める。(昭和 22 年度創設)

イ 食品衛生検査施設の信頼性確保

食品衛生検査施設の業務管理基準に基づき，保健所，県立総合技術研究所保健環境センター及び食肉衛生検査所の食品等に係る検査体制及び精度の管理・運営を行う。(平成 10 年度創設)

第 3 表 食品等の収去検査結果

(単位 件)

区 分	収去検査 検体数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)				
			大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他	
令和元年度	添加物等	3,068	2	1	—	—	1
	残留農薬	135	0	—	—	—	—
平成 30 年度	添加物等	3,306	6	5	—	1	—
	残留農薬	139	1	—	—	—	1
平成 29 年度	添加物等	3,288	3	3	—	—	—
	残留農薬	140	0	—	—	—	—

(注) 広島市，呉市，福山市を除く。

(3) 輸入食品等対策事業 (予算額 1,837 千円)

市場に流通している輸入食品の成分規格検査を実施し，違反品の排除に努める。(昭和 59 年度創設)

第 4 表 輸入食品の収去検査結果 (再掲)

(単位 件)

区 分	収去検査 検体数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)				
			大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他	
令和元年度	添加物等	252	0	—	—	—	—
	残留農薬	43	0	—	—	—	—
平成 30 年度	添加物等	217	0	—	—	—	—
	残留農薬	45	1	—	—	—	1
平成 29 年度	添加物等	243	0	—	—	—	—
	残留農薬	48	0	—	—	—	—

(注) 広島市，呉市，福山市を除く。

(4) 製菓衛生師の試験及び免許（予算額 625 千円）

製菓衛生師の試験を実施及び製菓衛生師免許事務を行う。（昭和 42 年度創設）

第 5 表 製菓衛生師試験結果及び年度別新規免許交付者数

（単位 人，％）

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
令和元年度	233	152	65.2	132
平成 30 年度	273	198	72.5	138
平成 29 年度	281	205	73.0	152

(5) 食中毒対策事業（予算額 7,588 千円）

ア 食中毒警報の発令

食中毒の発生予測式により，毎年 6 月 1 日から 10 月末日までの間に，食中毒の発生が予測される気象条件等になった際，食中毒警報を発令し，関係営業者のほか広く県民に対して注意を喚起する。（昭和 44 年度創設）

第 6 表 食中毒警報の発令状況

（単位 日）

区 分	発令期間	計
令和元年度	6 月 24 日～10 月 18 日	116
平成 30 年度	6 月 18 日～ 9 月 26 日	100
平成 29 年度	6 月 21 日～ 9 月 22 日	93

イ 食中毒発生時の調査

食中毒発生時に被害の拡大防止と原因究明のため，疫学調査，微生物学的調査及び理化学的調査等を実施する。（昭和 22 年度創設）

第 7 表 食中毒の発生件数

（単位 件，人）

区 分	発生件数	有症者数	死 亡
令和元年度	3	57	0
集団事例	3	57	0
散発事例	0	0	0
平成 30 年度	3	4	0
集団事例	0	0	0
散発事例	3	4	0
平成 29 年度	7	98	0
集団事例	4	93	0
散発事例	3	5	0

（注）1 有症者数が 6 人以上の事案を集団事例として計上。
2 広島市，呉市，福山市を除く。

(6) 食品の安全確保対策の推進事業（予算額 4,313 千円）

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に基づき，生産から消費に至る総合的な食品の安全確保に努める。（平成 14 年度創設）

(7) カネミ油症・森永ひ素ミルク患者対策（予算額 24,754 千円）

ア カネミ油症患者対策

認定患者及び潜在患者を対象に検診を実施し，油症治療法解明の研究と治療の促進を図るとともに，健康実態調査を実施し，カネミ油症患者への支援を行う。（昭和 44 年度創設）

油症相談支援員を設置し，認定患者等に対する相談体制の充実を図る。（平成 28 年度創設）

イ 森永ひ素ミルク患者対策

公益財団法人ひかり協会が実施している患者救済事業等に対し、指導助言等を行うとともに、飲用申立者の認定促進に努める。(昭和 49 年度創設)

2 乳肉水産食品衛生対策 (予算額 62,291 千円)

(1) 乳肉水産食品衛生対策

ア 監視, 収去検査の強化

乳肉水産食品関係施設の監視指導及び収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。(昭和 22 年度創設)

イ 食肉の抗生物質残留調査

食肉の抗生物質残留検査により実態を把握し、食肉の安全確保に努める。

第 8 表 食肉の抗生物質残留調査

(単位 検体)

区 分	抗 生 物 質	
	検 体 数	結 果
令和元年度	3	不検出
平成 30 年度	7	不検出
平成 29 年度	8	不検出

(注) 広島市, 福山市を除く。

ウ 鶏肉及び鶏卵の PCB 残留検査

鶏肉及び鶏卵の PCB 検査を実施し、その実態を把握するとともに、これらの安全性の確保に努める。(昭和 47 年度創設)

第 9 表 鶏肉及び鶏卵の PCB 検査結果

(単位 検体)

区 分	鶏 肉	鶏 卵	検 査 結 果
令和元年度	2	1	いずれも不検出
平成 30 年度	2	1	いずれも不検出
平成 29 年度	2	1	いずれも不検出

(注) 1 暫定的規制は鶏肉 0.5ppm, 鶏卵 0.2ppm

2 広島市, 呉市, 福山市を除く。

エ 乳及び乳製品の検査

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に基づき、乳等関係施設を対象に収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。(昭和 26 年度創設)

第 10 表 乳及び乳製品等の検査結果 (学校給食を含む)

(単位 件)

区 分	件 数	違 反 件 数	営 業 禁 ・ 停 止 件 数
令和元年度	204	0	0
平成 30 年度	175	2	2
平成 29 年度	206	4	1

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

オ 魚介類の検査

県内主要魚介類卸売市場に入荷する魚介類について、水銀、PCB の検査を行い、その実態を継続調査するとともに、県内に流通する魚類について、抗生物質、合成抗菌剤の薬剤残留検査を実施する。(昭和 54 年度創設)

第 11 表 魚介類の検査結果

(単位 検体)

区 分	総 水 銀			P C B			抗 生 物 質			合 成 抗 菌 剤		
	検体数	≤0.4	0.4<	検体数	≤0.5	0.5<	検体数	+	-	検体数	+	-
令和元年度	6	6	0	6	6	0	3	0	3	3	0	3
平成 30 年度	6	6	0	6	6	0	3	0	3	3	0	3
平成 29 年度	6	6	0	6	6	0	3	0	3	3	0	3

(注) 1 暫定的規制値 総水銀 0.4ppm, PCB 遠洋沖合魚介類 0.5ppm, 内海内湾魚介類 3ppm
2 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(2) かきの衛生対策

本県特産のかきは全国生産量の約 6 割を占めていることから、食品衛生上の安全確保のため、養殖海域の安全と、かきの清浄化対策を強力に推進し、かきの衛生及び品質の向上に努める。(昭和 33 年度創設)

ア 監視指導

かきによる危害防止のため、かき作業場の監視指導の徹底を図る。

また、かき作業場及び販売店において収去検査を行い、違反品の排除に努める。

第 12 表 監視指導状況

(単位 件)

区 分	対象施設数	監視延件数	規 格 基 準 違 反 件 数		
			成分規格	加工基準	保存基準
令和元年度	232	1,320	1	-	-
平成 30 年度	240	1,207	0	-	-
平成 29 年度	242	1,117	8	-	-

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

第 13 表 かきの収去検査結果

(単位 検体)

区 分	検体数	E. coli 最確数 (/100g)		細菌数 (/g)		腸炎ビブリオ最確数 (/g)		
		≤230	230<	≤50,000	50,000<	≤100	100<	
令和元年度	生食用	117	95	22	114	2	46	12
	加熱調理用	295	276	19	287	9	84	0
平成 30 年度	生食用	118	118	0	118	0	29	0
	加熱調理用	278	268	10	276	1	91	0
平成 29 年度	生食用	124	119	5	114	4	37	0
	加熱調理用	272	237	34	269	3	90	1

(注) 1 広島市, 呉市, 福山市を除く。

2 生食用かき成分規格 E. coli 最確数 230/100g 以下 細菌数 50,000/g 以下 腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下

イ かきの養殖海域調査

養殖海域の衛生状態を把握するため、海水等の細菌検査、食中毒起因菌検査を行い、かきの衛生及び品質の向上に資する。

また、かき採取作業を巡視し、適正出荷の指導を行う。

第 14 表 かきの養殖海域調査結果

(単位 日, 検体)

区 分	調査及び 巡視日数	海水の大腸菌群最確数			かきの重金属 (7 項目)	
		検体数	≤70	70<	検体数	検査結果
令和元年度	25	431	406	25	12	いずれも通常値
平成 30 年度	23	417	361	56	12	いずれも通常値
平成 29 年度	23	394	360	34	11	いずれも通常値

(3) 貝類の貝毒検査

広島県海域における貝毒による貝類の毒化状況の検査を行い、毒化した貝類の流通を防止するとともに衛生上の危害防止を図る。(平成 2 年度創設)

第 15 表 貝類の貝毒検査結果 (令和元年度実績)

(単位 検体, MU/g)

区 分	3 月		4 月		5 月		10 月		11 月		
	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	
麻痺性貝毒	カキ	25	ND	26	ND	26	ND	10	ND	13	ND
	アサリ	6	ND	6	ND	6	ND	2	ND	2	ND
	ムラサキイガイ	1	ND	2	ND	2	ND	1	ND	1	ND

- (注) 1 広島市を除く。
 2 ND は、不検出を示す。－は、欠測を示す。
 3 下痢性貝毒は全て不検出 (計 16 検体)

(4) 食肉衛生対策

ア と畜衛生対策

管内と畜場の廃止に伴い、平成 30 年度からと畜検査の「と畜場内と畜検査」「食肉衛生検査所と畜試験室内検査」「牛海綿状脳症スクリーニング検査」実績はない。

(ア) と畜検査

第 16 表 と畜場内と畜検査頭数

(単位 頭)

区 分	牛	とく	馬	豚	めん羊・山羊	計
令和元年度						実績なし
平成 30 年度						実績なし
平成 29 年度	562	—	—	—	—	562

- (注) 1 とく 生後 1 年未満の牛。
 2 広島市、福山市を除く。

第 17 表 食肉衛生検査所と畜試験室内検査結果

(単位 頭)

区 分	試験室内検査 実 頭 数	試 験 室 内 検 査 延 件 数			検査結果に基 づく処分頭数
		細菌学的検査	病理血液学的検査	その他の検査	
令和元年度	細菌性疾患	実績なし			
	原虫性疾患				
	その他の疾患				
	計				
平成 30 年度	細菌性疾患	実績なし			
	原虫性疾患				
	その他の疾患				
	計				
平成 29 年度	細菌性疾患	—	—	—	—
	原虫性疾患	—	—	—	—
	その他の疾患	54	15	43	—
	計	54	15	43	—

(注) 広島市、福山市を除く。

第 18 表 牛海綿状脳症スクリーニング検査結果

(単位 頭)

区 分	検査頭数	検 査 結 果	
		陰 性	陽 性
令和元年度		実績なし	
平成 30 年度		実績なし	
平成 29 年度	0		

(注) 広島市、福山市を除く。

平成 29 年度から、健康牛の海綿状脳症スクリーニング検査廃止

イ 食鳥衛生対策

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、食鳥肉による危害防止のため食鳥検査体制の充実を図り、より厳正で最新の科学技術に立脚した食鳥検査を実施するとともに、食鳥処理場の整備を推進し、監視、指導及び収去検査の徹底を図り、食鳥肉の衛生及び安全確保に努める。(平成 3 年度創設)

第 19 表 食鳥検査羽数及び処分羽数

(単位 羽)

区 分	検 査 羽 数		ブロイラー	成 鶏
	令和元年度	検 査 羽 数		3,570,008
処 分 実 羽 数		禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	56,548	0
		一 部 廃 棄	152,817	0
平成 30 年度	検 査 羽 数		3,496,155	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	44,182	0
		一 部 廃 棄	108,225	0
平成 29 年度	検 査 羽 数		3,567,897	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	31,771	0
		一 部 廃 棄	95,192	0

(注) あひる及び七面鳥の検査はなかった。